



## 刑務所でできる文化的な暮らしを考える

2022年8月6日

刑務所にあるものを使って、その暮らしをほんの少しでも非日常なものに、刑務所のなかでできる表現の方法を、アーティストと元受刑者当事者とが話し合いながら考えます。みなさんも塀の向こうの暮らしを想像しながら、一緒に考えませんか？

### ゲスト：

#### 五十嵐弘志（NPO 法人マザーハウス理事長）

前科3犯、受刑歴のべ約20年。獄中で主イエス・キリストと出会い、回心する。「神の愛の宣教者会」の修道女との交流にきっかけに、マザー・テレサを信仰の母とする。出所後、真の愛と赦しを実践するため、「民間非営利団体マザーハウス」を設立。以後、受刑者や出所者のケアとともに、イエス・キリストの愛を伝えている。2014年5月に、マザーハウスをNPO法人として正式に立ち上げ、現在、全国の受刑者約800名と文通（ラブレタープロジェクト）、出所者50名以上をサポート中。

#### 富塚絵美（アーティスト、アートディレクター）

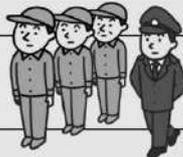
アートディレクター。1985年神奈川県生まれ。通称ちより。2009年より台東区の谷中に文化創造拠点を創造するアートプロジェクト《ぐるぐるヤ→ミ→プロジェクト》を開始。2013年にホームパーティー形式パフォーマンス《どーぞじんのいえ》、2015年にピクニック形式パフォーマンス《威風 DoDo》を発表。2015年よりTURNに継続的に参加している。2019年より盲ろう者通訳・介助員。2020年より東京藝術大学キャリア支援室特任助教、京都市京セラ美術館事業企画推進室ラーニング・キュレーター。

#### 大西健太郎（パフォーマー）

ダンサー。1985年生まれ。東京藝術大学大学院先端芸術表現科修了後、東京・谷中界隈を活動拠点とし、まちなかでのダンス・パフォーマンスシリーズ「風」を開始する。その場所・ひと・習慣の魅力と出会い「ここがおどる」ことを求めつづけるパフォーマー。

2011年に東京都、公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京と一般社団法人谷中のおかつの共催によるこども創作教室「ぐるぐるミックス」の立ち上げより、ファシリテーター、統括ディレクターを務める。2014年より「風と遊びの研究所」を開設。板橋区立小茂根福祉園にて他者との共同創作によって作り出す参加型パフォーマンス「『お』ダンス プロジェクト」を展開。2018年南米エクアドルにて「TURN-LA TOLA」の参加アーティストとして、地域住民と共同パフォーマンス「El Azabiro de La Tola」の公演をおこなう。

## 受刑者の生活（『日本の刑事施設』より）

受刑者の一日			
6:45	起床	洗顔やトイレを済ませ、朝の点検を待ちます。	
7:00	点検	逃走者がいないかどうか人数を確認することが第一の目的ですが、職員が受刑者各人の様子や、顔色を見て、健康状態などを確認することも重要な目的の一つです。	
	朝食		
	工場へ移動	通常は、工場に向かう途中にある更衣室で居室衣から作業衣に着替えます。この機会に不正な物品の持ち出しや身体の異状の有無を確認するための身体検査が行われます。	
8:00	作業開始	準備体操をしたり、作業場の注意事項を確認したりして、作業に向けての体調と心構えを整えてから、作業を開始します。	
10:00～10:30	運動	この時間帯には、家族などとの面会やグループワーク等の改善指導も実施されます。	
12:00～12:40	昼食等		
14:30～14:40	休憩		
16:40	作業終了	作業終了後、身体検査が行われます。	
	入浴	入浴の実施日には、入浴の時間帯に応じて作業時間が短縮されます。	
	居室へ移動		
17:00	点検		
	夕食		
18:00～21:00	余暇時間	就寝することもできますし、クラブ活動や集会活動に参加したり、通信教育等の自習時間に充てたり、テレビやラジオを視聴したり、読書をしたりして過ごすこともできます。家族から来た手紙を読んだり、家族に宛てて手紙を書いたりしながら、出所後の生活に思いをはせたり、自らを見つめ直したりする時間でもあります。	
21:00	就寝		

※懲役受刑者が大半のため、懲役受刑者のイメージとしている。

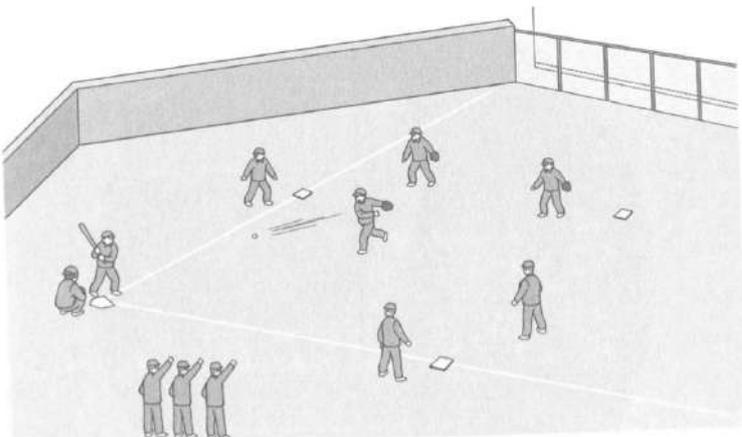
## 運動の時間



運動

運動時間はストレス発散の絶好のチャンス！

運動時間は受刑者にとってストレス発散の絶好の機会。しかも運動は強制ではなく、比較的自由に過ごすことができる。



晴れの日には屋外で運動  
午前もしくは午後の刑務作業中に、30分間運動時間が設けられている。受刑者は自由に運動を楽しむことができ、中でも人気はソフトボール。大声での雑談も許され、受刑者のストレスを発散する時間となっている。

所持できるもの

「被收容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」

(平成 19 年法務省矯成訓第 3339 号大臣訓令) より <https://www.moj.go.jp/content/001174858.pdf>

**別表 5 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる食料品及び飲料並びに嗜好品 (規則第 15 条第 3 項)**

区分	品名	対象者			摘要
		第1類	第3類以上	全受刑者	
食料品 及び飲 料	米飯類	○		●	食料品について、一食分の食事として自弁を許可する場合には、食事の支給はしない。この場合、その食料品は一食分の食事と評価できる分量のものでなければならない。 優遇区分第1類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通働作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。
	パン類	○		●	
	麺類	○		●	
	惣菜類	○		●	
	茶	○		●	
	コーヒー	○		●	
	紅茶	○		●	
	ココア	○		●	
	果実飲料	○		●	
清涼飲料 その他の 飲料	○		●		
嗜好品	菓子		○	●	優遇区分第1類及び第2類の受刑者については1月2回以上、優遇区分第3類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通働作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。
	あめ類		○	●	
	氷物		○	●	
	果物類		○	●	
	茶		○	●	
	コーヒー		○	●	
	紅茶		○	●	
	ココア		○	●	
	果実飲料		○	●	
清涼飲料 その他の 嗜好飲料		○	●		

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

○印 自弁を許可するもの

●印 処遇上の必要から例外的に摂取を許可することを適当と認める場合に限り摂取を許可するもの

注 上記表に関する留意事項

1 必要な数量の範囲内で許す。(規則第15条第1項)

2 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(規則第15条第6項)

**別表 6 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる室内装飾品 (規則第 15 条第 4 項)**

区分	品名	対象者			摘要
		第1類	第3類以上	全受刑者	
室内装飾 品	生花		○	●	花瓶の自弁が許される場合に限る。
	花瓶		○	●	制限区分第1種から第3種までの者に限る。
	写真立 て		○	●	
	書画	○		●	額縁の自弁が許される場合に限る。
	額縁	○		●	

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

○印 使用を許可するもの

●印 処遇上の必要から例外的に使用を許可することを適当と認める場合に限り使用を許可するもの

注 上記表に関する留意事項

1 必要な数量の範囲内で許す。(規則第15条第1項)

2 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(規則第15条第6項)

別表7 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（規則第15項第5項）

区分	品名	対象者			摘要
		第1類	第3類以上	全受刑者	
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、靴その他の日用品	タオル			○	
	バスタオル			△	
	ハンカチ			○	
	石けん			○	
	石けん容器			○	
	シャンプー			○	
	リンス			△	
	くし			○	ヘアブラシを含む。男子については、規則第26条第4項の規定により調髪を行わせない場合及び被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（平成18年法務省矯医訓第3293号大臣訓令）第6条第2項ただし書の場合において、必要と認めるときに限る。
	整髪料			○	男子については、規則第26条第4項の規定により調髪を行わせない場合及び被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令第6条第2項ただし書の場合において、必要と認めるときに限る。
	染毛剤			◎	女子に限る。 留意事項3参照
	パーマ剤			◎	
	ヘアピン			△	
	髪止めゴム			△	
	電池式かみそり			○	収納ケース、替え刃、はげ及び電池を含む。
	シェービングクリーム			◎	留意事項4参照
歯ブラシ			○		
歯磨き			○		
歯ブラシケース			○		

○印：使用を許可するもの

◎印：特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの

△：女子受刑者に限り使用を許可するもの

	運動靴		○	靴ひもを含む。
	ちり紙		○	
	耳かき		○	
	箸		○	
	箸容器		○	
	置き時計		◎	電池を含む。 留意事項3参照
	置き鏡		◎	留意事項3参照
	クリーム類		○	
	汗止め用粉末		○	
	パフ		○	
	制汗剤		○	スプレー式のものを除く。
	化粧水類		△	
	生理用品		△	おりものシート及び妊産婦用具を含む。
	綿棒		○	
	サンダル	○		
	座布団	○		
文房具その 教育的活動 に用いる物 品	消しゴム		○	
	シャープペンシル		○	簡易な構造のもの以外は優遇区分第1類の受刑者に限る。替え芯（青色、黒色又は赤色に限る。）を含む。
	ボールペン		○	青色、黒色又は赤色に限る。替え芯を含む。
	万年筆		◎	スペアインクを含む。 留意事項5参照
	蛍光ペン		◎	留意事項4参照
	雑記帳		○	けい線入りのノート
	日記帳		◎	留意事項4参照
	各種ノート （雑記帳を除く。）		◎	五線譜ノート、白無地ノートなど 留意事項4参照
	色紙		◎	短冊を含む。 留意事項4参照
	カーボン紙		◎	留意事項4参照
	けい紙その 他の筆記用紙		◎	原稿用紙、レポート用紙など 留意事項4参照
	下敷き		○	

○印：使用を許可するもの

◎印：特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの

△：女子受刑者に限り使用を許可するもの

定規			○	規格は30センチメートル用以下とする。
筆入れ			○	
板目紙			◎	留意事項6参照
とじひも			◎	
インデックス			◎	
付箋			◎	
ファイル			◎	
電池式計算機			◎	電池を含む。 留意事項4参照
そろばん			◎	留意事項4参照
電子辞書			◎	電池を含む。 留意事項4参照
CDプレイヤーその他の音声再生機			◎	学習用に限る。イヤホン及び電池を含む。
CDその他の音声記録媒体			◎	学習用に限る。 留意事項5参照
CD収納ケース			◎	留意事項4参照
書道・ペン習字用具			◎	学習用に限る。 筆、筆巻き、墨、墨汁、文鎮、すずり、すずり箱、条幅紙、下敷、書道用半紙、書道用具ケース、教本、水差し、作品入れ、筆ペン、インクカートリッジ、ペン習字帳、フェルトペン、ディスクペン、吸い取り紙及び写経用紙に限る。 留意事項5参照
絵画用具			◎	学習用に限る。 ポスターカラー、画筆、彩色筆、面相筆、パレット、筆洗い、絵の具、色鉛筆（多色セットを含む。）、クレヨン、クレパス、紙テープ、セロテープ、画用紙、スケッチブック及びねりゴムに限る。

○印：使用を許可するもの

◎印：特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの

△：女子受刑者に限り使用を許可するもの

				◎	留意事項 5 参照 学習用に限定。 テンプレート、カラスグチ、ト レーシングペーパー、製図板、 分度器、各種定規、計算尺、コ ンパス及びディバイダーに限定。 留意事項 5 参照
	製図用具			◎	学習用に限定。 指サック及び紙めくり用クリー ムに限定。 留意事項 5 参照
	紙めくり用 具			◎	通信教育関係教材及び学習用教 材に限定。 留意事項 5 参照
	各種教材			◎	留意事項 5 参照
	点字用具			◎	留意事項 7 参照
	数珠			◎	
	ロザリオ			◎	
	礼拝用マッ ト			◎	
	礼拝用スカ ーフ			◎	
手袋、マス クその他の 身体に装着 する物品（ 衣類を除く 。）であつ て、受刑者 の健康状態 その他の事 情に照らし て使用する ことが必要 なもの	手袋			◎	軍手を含む。 留意事項 8 参照
	ゴム手袋			◎	居室内における洗濯用に限定。 留意事項 4 参照
	耳袋			◎	留意事項 4 参照
	マスク			◎	
	尿とりパッ ド			△	
	耳栓			◎	
使い捨てカイ ロ				◎	
余暇時間帯 における娛 乐的活動に 用いる物品	CDプレイ ヤー	○			イヤホン及び電池を含む。
	音楽等CD	○			
	CD収納ケ ース			◎	留意事項 4 参照

○印：使用を許可するもの

◎印：特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの

△：女子受刑者に限り使用を許可するもの

#### 別表 7 に関する留意事項

- 1 必要な数量の範囲内で許す。（規則第 15 条第 1 項）
- 2 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。（規則第 15 条第 6 項）

- 3 第1種又は第2種の制限区分に指定されている者について、自発性や自律性を涵養するために使用を許すことが有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 4 受刑者からの申出内容及び当該物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情があり、かつ、処遇上有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 5 上記4の条件に加え、当該受刑者が当該物品を現に使用する通信教育を受けていたり、当該物品を現に使用するクラブ活動に参加していたりするなど、当該物品の使用を必要とする事情が現に存在する場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 6 訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 7 受刑者の宗教上の必要性があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。
- 8 刑事施設の所在地の気候、受刑者の身体的状況、保健衛生の状況その他の事情に照らし特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。

#### 参考事項

その他受刑者に使用を許す物品で自弁のものの使用を原則とするもの

- 1 眼鏡その他の補正器具（法第42条第1項第1号）
- 2 自己契約作業を行うのに必要な物品（法第42条第1項第2号）
- 3 信書を発するに必要な封筒その他の物品（法第42条第1項第3号）
- 4 印紙（法第42条第1項第5号、規則第17条第1号）
- 5 印鑑（法第42条第1項第5号、規則第17条第1号）
- 6 かつら（法第42条第1項第5号、規則第17条第2号）

いずれも、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。（法第42条第1項）

- 7 指名医の診療に係る自弁の医薬品等

#### ※優遇区分と優遇措置

法務省矯成第3347号「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について（依命通達）」より

区分	評価点数	優遇措置
第1類	評価基準の合計点が12点以上の者（初犯受刑者）	ユ-1＝室内装飾、物品の貸与、1月1回以上の嗜好品の支給（500円以内）、寝衣、サンダル、娯楽活動に用いる物品、食料品、飲料の自弁による摂取許可（1000円以内）、面会時間の通常の2倍の許可、面会回数を1月につき7回以上、信書の通数を1月につき10通以上、等の緩和措置
第2類	評価基準の合計点が6点から11点までの者（刑期5年以上、平均3～4年の刑務所）	ユ-2＝室内装飾、サンダルの自弁、嗜好品の1月2回以上の自弁による摂取、面会の回数を1月5回以上、信書を1月に7通以上等。
第3類	評価基準の合計点が0点から5点までの者（入所から次の4月1日～9月30日、または10月1日～3月31日までの6ヶ月の間に規律違反の無い者は第3類となる）	ユ-3＝室内装飾、サンダルの自弁による使用許可、嗜好品の1月1回以上の自弁による摂取（500円程度）、集会への参加、面会の回数を1月2回以上、信書を1月に5通以上、報奨金の割合2割増。
第4類	評価基準の合計点が14点から11点までの者	ユ-4＝面会は月2回、信書の通数を1月につき5通以上、報奨金の割合1割増
第5類	評価基準の合計点が15点以下の者	ユ-5＝面会は月に2回、信書4通、報奨金の割合1割増

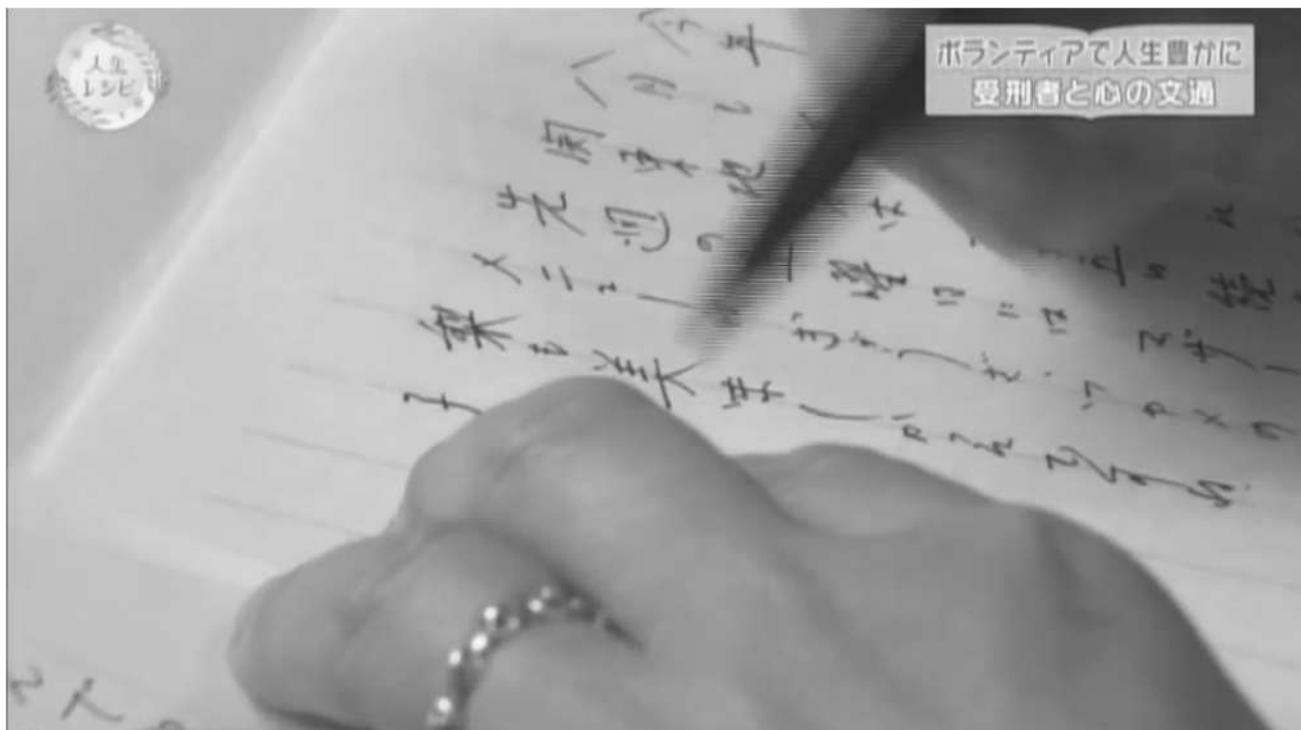
次回告知

## オンライン開催：文通講座「刑務所における手紙とは」

日時：2022年8月20日（土）13時～15時

オンライン開催 参加無料、要事前申込

申込宛先：prisonart.jp@gmail.com まで



NHK 放送人生レシピ 受刑者との心の文通

[https://youtu.be/SX\\_iUkIWUes](https://youtu.be/SX_iUkIWUes)

NPO 法人マザーハウスでは、現在、約 800 名の受刑者と約 400 名の文通ボランティアが交流をしています。受刑者とコミュニケーションをとる主な方法は「手紙」です。刑務所アート展においても、手紙を通して作品に対するコメントや選評、反応などを応募者（受刑者）に返答することを考えています。そこで、文通ボランティアの経験のあるスタッフがその経験を共有することを通して、刑務所における「手紙」という存在、文通というコミュニケーションの面白さについて改めて考えてみたいと思います。文通の経験がない方でも、どなたでもご参加いただけます。